

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

市では、第五次羽村市長期総合計画において、「自立と連携」を基本理念に「ひとが輝き みんなでつくる安心と活力のまち はむら」の実現を目指しています。本計画においても「自立と連携」の重要性や地域の人と人とのつながりの大切さを基本に考えていきます。また、福祉・健康の分野の基本目標は「安心して暮らせる支えあいのまち」となっており、地域で支えあう福祉のまちづくりを進めていきます。

地域福祉の推進においては、障害のある人や支援が必要な高齢者、子育て家庭をはじめ福祉サービスを必要とする人はもちろんのこと、すべての人が多様性を認め合い、個々人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送れるよう、「個性と人格の尊重」の大切さを誰もが認め合う社会を目指す必要があります。

また、人生を生きる主人公は自分自身であり、自己決定によって自らの人生を切り開き自己実現を図っていくという、福祉サービス利用者自身の持っている力を引き出す支援が重要になります。すべての人が生きがいを持っていきいきと暮らせるような取組みの実践や、福祉に対する意識の醸成を図ることが求められています。

さらに、市民相互の連帯や心をつながりと、そのために必要な支援のしくみが不可欠であり、地域社会のすべての人々を社会の構成員として包み支えあう、*「我が事・丸ごと」の視点を重視した「共に支えあい、共に生きる社会づくり」が期待されています。

今日まで、多様な生活支援ニーズへの的確な対応を図る上で、自立した個人が、それぞれの役割を担いながら主体的に関わりあう「支えあい」の構築に向けて「地域福祉計画」に基づき取組みを推進してきました。今後も個人の尊厳を重視し、すべての人が対等かつ平等であるとの考え方に基づいて、すべての市民にとって必要な社会福祉をすべての市民で支えていくという考え方が重要となります。そのためには、市民の理解と協力により支えられた「市民参加と協働による地域福祉の推進」が不可欠です。

本計画の上位計画である長期総合計画の方向性を原則継承しつつ、国全体で目指す「地域共生社会の実現」に向けた理念を加えて、「第五次羽村市地域福祉計画」では、基本理念を次のように定めます。

基本理念

- ◎ すべての人がいきいきと暮らせる福祉のまちづくり
- ◎ 共に支えあい、共に生きる「地域共生社会」の実現
- ◎ 市民参加と協働による地域福祉の推進

2 計画の基本的な視点

計画の策定にあたっては、以下の視点を踏まえて施策の具現化を図ります。

なお、基本理念にある「すべての人がいきいきと暮らせる福祉のまちづくり」は、地域福祉を推進するための土台と考えており、すべての視点のベースとなるものです。

(1) 地域における助けあい・支えあい

近年、高齢者や障害者、児童などへの虐待、引きこもりなどの社会的孤立、認知症高齢者などを狙った消費者トラブル、災害時の要配慮者の支援など、さまざまな問題が顕著化しています。これらの課題解決に向けて、地域の助けあい・支えあい活動に対する支援、交流などの活動の拠点整備、見守り活動等を行う人材の育成という視点が必要となります。

(2) 利用者主体のサービス提供

すべての市民の人権が尊重され、利用者のニーズにあったサービスを選択でき、そのサービスを利用することによって生きがいをもっていきいきと暮らすことができる社会が望まれます。そのためには、利用者が利用しやすいサービスの提供という視点が必要となります。

(3) 協働と連携による包括支援の推進

福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、これらのニーズに対応していくには、行政、*社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人、ボランティア団体、町内会・自治会、*特定非営利活動法人(NPO法人)など、多様なサービス提供主体の存在が欠かせません。

また、相互の横の連携による協働と連携による包括的な支援という視点が必要となります。

(4) 市民の主体的参加

すべての市民が地域福祉を身近な問題と捉え、自らその課題解決のため、主体的に地域活動に参加していくことが求められています。また、福祉サービスの受け手であると同時に担い手でもあるという認識を持ち、地域福祉活動に積極的に参加・協力していくという視点が必要となります。

3 計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、基本的な視点を踏まえ、この計画を推進するために4つの目標を設定します。ただし、基本目標は継続的な課題であるため、第五次計画においても、第四次羽村市地域福祉計画の基本目標を原則として継承していきます。その中でも、地域共生社会の実現に向けて、行政・専門機関・地域住民との、助けあい、担い手づくり、包括的な支援といった観点を加えていきます。

(1) 地域における助けあい・支えあい活動の推進

市民、行政、町内会・自治会、*社会福祉協議会、*NPO法人、ボランティア団体など、地域福祉の担い手が地域を構成する一員として、社会的孤立の防止、つながりを回復する、助けあい・支えあうしくみづくりや活動の推進を図ります。

(2) 安心してサービスを利用できるしくみの充実

サービス利用者が主体的に事業者を選択できるよう、提供するサービス情報の公表、客観的な事業者評価など、利用者が安心してサービスを受けられるよう取り組んでいきます。東京都等とも連携し、苦情対応や、事業者への合同検査を必要に応じて実施します。

(3) 地域で安心して暮らすための包括的支援体制の充実

生活上の困難を抱える方が地域で自立した生活を送ることができるように、保健、医療、福祉および教育分野などの横の連携と、地域住民による支えあいとが連動した、地域における*包括的支援体制の構築を目指します。

また、利用者が必要な情報を効果的に得られるよう支援するしくみづくりや、気軽に相談ができ、各関係機関の連携による相談支援体制の充実、災害時の支援体制づくりを進めていきます。また、*地域福祉権利擁護事業や*成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用支援や、虐待防止・防犯等のためのネットワークの確立や連携の強化を図ります。

(4) 市民の意識の高揚と福祉人材の育成

市民の意識の高揚に向け、福祉に関する学習機会の提供、福祉教育の取組みを進めるとともに、地域の福祉人材の育成を図ります。

図表 3-1 基本理念・視点・目標のイメージフロー

基本理念

- ◎ すべての人がいきいきと暮らせる福祉のまちづくり
- ◎ 共に支えあい、共に生きる「地域共生社会」の実現
- ◎ 市民参加と協働による地域福祉の推進

基本的な視点

- ◎ 地域における助けあい・支えあい
- ◎ 利用者主体のサービス提供
- ◎ 協働と連携による包括支援の推進
- ◎ 市民の主体的参加

基本目標

- 1 地域における助けあい・支えあい活動の推進
- 2 安心してサービスを利用できるしくみの充実
- 3 地域で安心して暮らすための包括的支援体制の充実
- 4 市民の意識の高揚と福祉人材の育成